

II 各論

第1章 安心して子育てできる環境づくり

1. 相談、情報提供・共有の場の充実

現状と課題

- 平成20年度に福祉課内に「子育て支援室」を設置し、子育て支援施策に係る総合窓口として機能しています。また、庁内で「子育て連携会」を開催し、関係機関と情報の共有を図り、効率よく子育て支援に係る施策を実施するよう努めています。
- 子育て支援センターについては各地域に1か所が設置されており、また、ひろば型1か所が開設され、それぞれ特色ある支援活動を展開しています。
- 子育てに関する情報については町広報誌、ホームページを活用し、また情報誌「子育て応援情報BOX」を発行し、子育てに役立つ情報発信に努めています。今後はホームページ「きたひろネット」の充実や定期的な更新を図るとともに「子育て応援情報BOX」の更新改訂を図る必要があります。
- 子育てに関する相談相手としては家族や友人などの身近な人が中心となっていることから、地域住民、子育てサークル、子育て世代の親世代、子どものいる世帯の大人全員への情報提供や啓発を行っていくことが必要です。

■地域活動支援センター設置状況

	か所数
センター型	4
ひろば型	1

主な取り組み

重点1 ①総合的な窓口の充実

重点3 平成20年度に設置した「子育て支援室」を子育て支援施策に係る総合窓口として位置づけ、子どもに関連する分野の相談に一括して対応し、利用者に適した子育て支援施策をコーディネートします。また、この窓口に基づ幹的な機能を備えることで、子育て支援センターや保育所、学校、庁内組織、その他の機関との情報共有や連携をとりやすくし、包括的な子育て支援を展開します。

②子育て支援センター活動の充実

子育て支援センターの利用を促進するため、地域参加型行事の企画やセンター便りの配布、電話相談への積極的な対応などを強化します。センターに面識を持ってもらうきっかけづくりを促進します。

③子育てサークル活動への支援

子育て支援センターによる子育てサークルへの支援を推進します。

重点1 ④広報誌、ホームページ等による情報提供の充実

地域の子育て情報について、町広報誌、ホームページをはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、幅広く情報提供に努めます。

情報誌「子育て応援情報BOX」の内容を充実し、改訂版を作成します。

2. 母子保健・医療の充実

現状と課題

- 乳幼児健診・育児相談・家庭訪問等、ニーズや課題に応じた母子保健事業を充実させ、継続した支援体制を整備しています。
- 母子健康手帳交付時から個々の相談に応じ、育児不安の軽減に努めています。特に家庭訪問は生後3か月までに全戸把握できるよう行い、また、学校・保育所での出前講座を開催するなど健康づくりを進めています。
- 継続して支援システムのスキルアップを図り、学校・保育所・支援センター等と情報を共有し、連携をさらに強化していく必要があります。
- 子育てに関する不安や負担では、子育てにかかる費用や、子どもの病気・発達に関することが上位項目にあがっています。また、子どもたちがいつでも安心して医療にかかれる体制づくりが求められています。

主な取り組み

①母子保健の充実

子どもが健やかに育つために必要な生活習慣の確立と、育児不安の軽減のために、乳幼児健診、育児相談、家庭訪問等の母子保健事業の充実を図ります。家庭訪問においては、生後3か月以内の子どものいる全世帯を把握し、必要な子育て支援につなげます。

また、児童虐待防止の視点を含めた継続した支援体制のシステムの活用を図り、学校・保育所・子育て支援センター等と情報を共有し、連携体制の強化を図るとともに、要保護児童への対応の充実を図ります。

重点1 ②子どもと家庭を支える地域社会づくり

家族・地域の子育て意識を育て、家庭の育児力を高めます。また、子どもの生きる力を育てる「食育」「遊び」「体験」等を、子育て支援センター・保育所等と連携を図りながら地域ぐるみで進めます。

重点1 ③安心して子どもの健康管理ができる保健医療の推進

子どもの健康について、継続した支援体制がとれるよう、乳幼児期から学齢期までの健康診査などの情報システムの活用をより一層進めます。また、子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たす、かかりつけ医を各家庭で確保するよう引き続き啓発に努めます。加えて、小児救急医療・周産期医療・広域予防接種などの保健医療サービスが十分に活用されるよう情報の周知を図ります。

④歯と口の健康づくりの推進

乳幼児の歯については、保護者による健康管理が重要であるため、母親の妊娠期から、歯と口の健康の重要性の啓発、歯磨きや食生活についての相談・指導を乳幼児健診、ふれあい相談、育児相談等の機会を捉えて実施します。また、歯科医院との連携

により、乳幼児・学齢期の子どもや保護者を対象として、保育所・学校等との連携した出前講座等を実施し、フッ素洗口事業やフッ素塗布などの丈夫な歯づくりと、虫歯・歯周病の予防に重点をおいた健康づくりを進めます。

⑤相談体制の充実

母子健康手帳交付時から一人ひとりの母親にかかわり、産後うつ等メンタル面でのサポート体制の充実を図ります。また、しつけや育児等に母親がひとりで悩まないよう、仲間づくりと相談ができる場の情報提供を進めます。加えて、障害や発達状況などが気になる子どもたちに対して、一人ひとりを大切にする、保育所、子育て支援センター、学校等が連携したネットワークの活用と充実を図ります。

重点3 ⑥「いいお産」の普及

「いいお産」の普及を図るため、妊婦教室や相談の場、親同士の交流の場の提供を充実します。また、子育てには父性の役割も重要であるため、妊婦教室等への父親の参加を一層促進します。

⑦思春期保健対策の充実

子どもが命を大切にすることができ、また自分がかげがえのない存在であることを実感し、認めることができるようにするために、学校保健と連携をとり、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。また、喫煙、飲酒や薬物等に関する正しい知識を伝え健康意識の向上に努めます。

⑧地域に根づいた保健活動の推進

母子保健推進員、民生委員・児童委員等による地域に密着した保健活動を一層充実し、関係機関等との連携を深めます。そのため、研修会を積極的に進め、資質の向上を図ります。

3. 保育サービスの充実

現状と課題

- 平成21年度においては、保育所の待機児童はなく、希望する全員が保育所に通所できていますが、希望する保育所に入所できてないケースがあり、対策が必要です。
- 放課後児童クラブの新設により、多くの児童の受け入れが可能となりました。現在夏季のみ運営されている芸北地域の放課後児童クラブについて、常設に向けた検討が必要です。
- 病児・病後児保育を実施し、当初の利用料を見直すことで、利用しやすくなっていますが、利用が少なく、住民への周知啓発が必要です。
- 休日保育についての希望が高いことから、本計画中での実施の方向性を検討するとともに、ファミリーサポートセンター事業の早期実現を図り、総合的なサービスを展開する必要があります。
- 特定保育等について、ファミリーサポートセンター事業の早期実現を図り、計画的に進める必要があります。

主な取り組み

重点3 ①ニーズに応じた保育所の配置と運営

利用希望者の利便性や希望を尊重し、適正な定員数の見直しをはじめ、入所児童の低年齢化に伴う乳幼児保育等、多様な保育ニーズに対応する保育所の配置と運営に努めます。

重点3 ②学童保育サービスの充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室等の連携を図り、利用希望者数等を考慮しながら、放課後や長期休業日などにおける児童の健全育成を図ります。

また、芸北地域において夏季のみ開設している放課後児童クラブについて、常設への移行を検討します。

放課後児童クラブの利用料について、利用者の経済状態やクラブの運営状況等を考慮し、適正な料金への見直しを検討します。

③延長保育の充実

11時間を超えて保育を行う延長保育事業について、全保育所での実施を検討します。また、利用者のニーズを把握し、必要な時間帯における保育サービスについて実施の方法等を検討します。

④一時保育事業の充実

一時的に保育が必要となる児童の保育を行う一時保育について、現在の各保育所での対応を充実するとともに、利用料等の統一を検討します。

⑤休日保育

就業形態の多様化等に伴い、休日に保護者が面倒を見ることができない子どもの保育について、保育所等での休日保育の実施が可能であるか検討します。

⑥病児・病後児保育事業の充実

病気の時、もしくは病気の回復期にあり、保護者が就労などにより面倒をみるできない子どもの保育について、サービスの充実と利用の周知徹底、促進を図ります。

⑦障害児保育事業の充実

保育に欠ける障害のある児童を保育所で受け入れ、健常児とともに集団保育を行う障害児保育事業を進めます。実施にあたっては、保育所の人員加配を行うなど、独自の体制整備の充実に努めます。

⑧障害児福祉サービスの充実

障害のある児童が健常児と等しく生活するための障害児福祉サービスについて、児童福祉の視点から取り組みの充実に図ります。

障害者自立支援法に基づく障害児福祉サービスについて、質・量の確保に努めます。

重点1 ⑨ファミリーサポートセンター事業の実施

重点3

特定保育、休日保育、一時保育など、多様化する子育て支援サービスの一体的な実施およびニーズに応じた柔軟なサービス提供を行うため、ファミリーサポートセンターの開設を推進します。

⑩保育施設等の充実

多様化する保育ニーズや子育て支援に対応するため、保育サービスの質の確保、必要に応じた保育施設等の整備について、順次、計画的に進めるよう努めます。

⑪保育士の資質の向上および人員の確保

保育士の資質の向上と、適切な人員配置に向け、保育士等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。

⑫保育カリキュラムの充実

保育ニーズの多様化を踏まえ、保育指針に基づく保育の計画等、各保育所の独自性を創出し、特色のある保育所をめざします。

4. 安全の確保

現状と課題

- 保育所、学校、放課後児童クラブで防犯・防災教室を開催し、防犯・防災意識の向上につながっています。
- 町内の公共施設に関しては、ベビーシート等の設置状況について、情報誌に掲載し、情報提供に努めていますが、今後も町内の公共施設のバリアフリー状況調査を実施し、情報提供を行い、外出しやすい町づくりを進める必要があります。

主な取り組み

重点2 ①防犯・防災対策の充実

犯罪に対しては、地域の結束力を示すことが効果的であることから、地域の協力のもと「子ども110番の家」への取り組みを引き続き推進し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。また、保育所、学校、放課後児童クラブなど、子どもが集団で生活する場において犯罪の被害にあうことがないように、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。

さらに、各小学校で防犯教室の開催を行うとともに、放課後児童クラブにおいて防災教室を実施するなど、子どもの防犯・防災意識の向上に努めるとともに、各教室の実施回数の増加や参加者の増員を推進します。

災害に対しては、地域における自主防災組織の取り組みを強化し、子どもをはじめとした災害弱者への配慮も十分なされた地域防災体制の確立を進めます。

保育所、学校などでは、避難訓練を強化するとともに、防災設備の点検・充実に努めます。

②道路環境の安全確保

国道186号、261号、433号、安佐豊平芸北線、千代田八千代線などの幹線道路をはじめ、通学路となる道を中心に歩道等の整備や段差解消など、道路環境の安全確保に向けて広島県と協議をしながら引き続き促進します。

また、歩道の除雪や清掃等の道路管理について、アダプト活動団体等の協力を受けながら適正な維持管理の円滑化・効率化に努めます。

重点2 ③外出しやすいまちづくり

妊産婦や子どもが安心して外出できるよう、施設、道路、公園、交通機関などにおける段差の解消等のバリアフリー化を推進します。また、公共施設などにおいて、子どもと一緒に利用できるトイレ等の整備を促進します。

施設等においては老朽化しているものもことから、耐震化・長寿命化等に計画的に取り組めます。

重点2 ④バリアフリー状況の調査と情報提供

ベビーシート、授乳室等、バリアフリー状況について「子育て応援情報BOX」や広報等を利用して情報の提供に努めます。また、町内の公共施設のバリアフリー状況調査を実施し、今後の整備に生かすとともに、「子育て応援情報BOX」等を利用してお知らせします。

近隣市町と連携を図り、町民がよく出かける地域のバリアフリー情報の提供を図ります。

⑤家庭内での事故の予防啓発

子どもは好奇心が強く、誤飲、溺水、やけどといった事故を起こしやすいことから、「ふれあいニュース」等で事故予防についての情報を提供し、保護者に対して子どもに起きやすい事故の予防知識や応急処置・心肺蘇生法の普及・啓発を図ります。また、育児相談や乳幼児健診等の機会を捉え、個々の発達に応じて情報を提供します。

保育所、子育て支援センターと連携し、引き続き子どもや保護者への予防啓発を進めます。

⑥安全教育の推進

各保育所、小学校において、子どもの成長に応じ、「子ども110番の家」の意味や位置を知らせたり、交通安全教室、避難訓練、応急処置・心肺蘇生法、犯罪に巻き込まれないための教育等の安全教育を充実し、自分の身を守る能力を養っていきます。

5. 子どもの人権の尊重と児童虐待の防止

現状と課題

- 「児童の権利に関する条約」などの理念を広く周知し、子どもの権利と人権について、引き続き広く町民の意識の向上を図る必要があります。
- 全国的に児童虐待の増加が社会問題となっています。広島県においても県こども家庭センターへの児童虐待の相談件数は増加の傾向にあり、意識の啓発が求められています。
- 児童虐待は家庭外に表面化しないこともあることから、保育所、学校等における子どもたちの様子や、地域の見守りを相談支援につなげていく連携体制づくりが必要です。

主な取り組み

重点2 ①子どもの人権教育・啓発の推進

「きたひろネット」や「広報きたひろしま」等を通じ、子どもの人権についての広報啓発を行います。また、「児童の権利に関する条約」の理念について、町民に対する意識啓発を推進します。

②児童虐待対策のための関係機関の連携強化

児童に関わる町内関係機関が連携し、適切な助言や指導などが行える体制の強化に努めます。また、県こども家庭センターとも連携し相談、援助体制の一層の充実を図ります。

③児童虐待の未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組み

児童虐待についての正しい理解や未然防止の必要性について啓発するとともに、早期発見・早期対応から再発防止に至るまでの一貫した取り組みを推進します。

また、関係機関、関係者等への意識啓発や事例等の情報伝達に努め、相談支援体制の向上を図ります。

6. 子育てにおける男女共同参画の推進

現状と課題

- 平成20年度に北広島町男女共同参画プランを策定しました。計画の理念である「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、連携して施策展開を進める必要があります。
- 父親の妊婦教室の参加が少ないながらもありましたが、今後とも参加の促進を進め、男女がそろって子育てをするよう、啓発に努める必要があります。
- 子育ての相談先として、配偶者への相談が最も多く、子どもの育成、しつけなどの方針については夫婦で決めている実態がみられることから、母親、父親の両方に対する相談支援と情報の提供を行う必要があります。

主な取り組み

①北広島町男女共同参画プランの推進

北広島町男女共同参画プランに基づき、男女がともに安心して子どもを産み育てることができるよう、「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、社会全体の環境づくりを進めます。

重点③ ②父親等の子育てへの参加促進

妊婦教室等をはじめとして、子育て全般への父親の参加促進を図るため、子育てに関する情報や子育て意識の周知を推進するとともに、父親の参加しやすい教室等の開催について検討します。

7. 仕事と生活の調和の実現

現状と課題

- 企業に対する関係法制度、一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発については、町としては未実施となっているものの、国・県レベルでの啓発と協調し、進めています。今後とも関係機関の情報収集を行い、情報提供の充実を図る必要があります。
- 仕事をしていない母親の就労意欲が高くなっています。これらに対応するため、女性の再就職に向け、母子自立支援プログラム策定員を福祉課に設置し、就労希望者へ相談・支援を実施しています。
- 出産を期に離職した母親のうち、約半数は職場や家庭の理解と保育サービスの利用により就労を続けることができたとしていることや、育児休業制度などの利用が3分の1に達していないなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の社会への浸透を図る必要があります。

主な取り組み

重点1 ①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

重点3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を広め、事業所や就労者、関係団体等への普及啓発に努めるとともに、子育て支援や介護などのための社会基盤づくりを積極的に進めます。

②多様な働き方の実現および働き方の見直し等

男女を問わず、多様な働き方に対応した取り組みを進め、子育て等を自分の力でいながら仕事を続けられるよう、労働時間の短縮・柔軟化等を促進します。

重点3 ③女性の再就職支援

ハローワークなどと連携しながら、女性の再就職に向けた情報の提供に努めます。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。

福祉課に設置した母子自立支援プログラム策定員を活用し、就労希望者へ相談・支援を進めます。

重点1 ④企業に対する関係法制度の普及啓発

育児休業等関係法制度等の関係する法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。

また、子育てサポートの認定マーク「くるみん」の取得に向けた企業や法人等の取り組みを積極的に支援します。



※認定マーク「くるみん」

少子化対策を図り子育て支援など一定の基準を満たした企業や法人などが厚生労働省によって認定され、そのマークを広告や商品などに付け加えることができるもの。

重点1 ⑤一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発

重点3 平成23年度から一般事業主行動計画の策定義務が、常時雇用する労働者が100人を超える企業となりますが、策定の義務がない常時雇用する労働者が100人以下である企業にも、引き続き行動計画の策定を呼びかけていきます。

8. 経済的支援の整備

現状と課題

- 保育料の負担軽減について、第3子の無料化をはじめ、保育料の見直しを平成21年度より行い、近隣市と格差のない価格へと改正しました。
- 児童医療費助成について、平成21年度より小学生へと対象を拡大し、児童医療費助成制度（入院のみ）を開始しています。
- ひとり親医療費助成については、県制度の対象者を町独自で拡大し、所得制限の緩和を行っています。
- 子育て世帯の不安や負担感では、子育てにかかる費用への負担感が多くなっていることから、平成21年度に行った各種の経済的支援を引き続き行うとともに、負担となっている要因について、相談・支援を行う必要があります。

主な取り組み

重点1 ①乳幼児医療費助成制度

0歳～小学校入学前までの子どもの入院、入院外を対象に、乳幼児が受けた医療費の自己負担分を助成します。

重点1 ②児童医療費の助成制度

小学生の入院を対象とし、児童が受けた医療費の一部を助成します。

重点1 ③保育料負担軽減制度

町民税非課税世帯において保育料の無料化を引き続き行います。

また、所得税非課税世帯においては保育料の一部の減額を引き続き行います。

さらに、第3子以後の保育所の利用については、保育料の無料化を引き続き実施します。

④チャイルドシート助成制度

町内に住所を有する家庭を対象に、チャイルドシート助成制度を実施します。

また、子どもを有しない世帯であっても、一時的に子どもや孫などを自家用車に乗せる機会がある家族についても助成の対象とします。

⑤ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等に医療費の助成を行います。広島県の基準より緩やかな町独自の支給基準を設定し、ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分を助成します。

⑥母子・父子家庭支援サービスの充実

母子自立支援員・家庭相談員等により、母子・父子家庭への自立に向け、個々の実情にあった相談支援の対応に努めます。